

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 特別展示室等に係る<u>条例第4条前段の規定による利用の許可</u>（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県立ミュージアム利用許可申請書（第1号様式）又は香川県立ミュージアム香川県文化会館利用許可申請書（第1号様式の2）（以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(資料画像等の利用の許可)</u></p> <p>第9条 <u>ミュージアム（文化会館を除く。）の保管に係る資料画像等の利用をしようとする者は、資料画像等利用許可申請書（第4号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 第6条第3項及び第4項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第3項第3号中「ミュージアムの利用」とあるのは、「ミュージアムの利用又は資料画像等の利用」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県立ミュージアム利用許可申請書（第1号様式）又は香川県立ミュージアム香川県文化会館利用許可申請書（第1号様式の2）（以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p>第9条 <u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する教育委員会規則で定める額並びに特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料並びに香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する教育委員会規則で定める額並びに芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料並びに香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料</u></p>

第10条から第12条まで 削除

は、別表第2のとおりとする。

3 歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧することができる者は、教育委員会が別に定める香川県立ミュージアム年間観覧券申込書に記載された者に限るものとし、観覧することができる期間は、交付の日から1年間とする。ただし、ミュージアムが主催する特別展の観覧は、当該期間中各1回に限るものとする。

(使用料の還付)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。 全額
- (2) 変更許可により過納額が生じたとき。 当該過納額
- (3) 特別展示室等を利用する日（2日以上継続して利用する場合は、その初日）の1月前までに第8条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

第11条 第1号から第6号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第7号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び企画展示室の観覧料を免除する。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (3) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者
- (5) 保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの

- (6) 学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者
- (7) 特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する者
- 2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、同号に該当することを証明するに足りる文書を提示しなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。
- 4 第1項第3号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。
- 5 第1項第4号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。
- 6 第1項第5号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足りる文書を提示しなければならない。
- 7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第4号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 8 第1項第7号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

（観覧料の減額）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を団体で利用する場合における歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料に相当する額に減額する。

- (1) かがわウェルカムカード（社団法人香川県観光協会（昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。）が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (2) 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。）が県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認めた者

(利用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者又は第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可若しくは同項の許可を取り消し、又はミュージアムの利用若しくは資料画像等の利用の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可若しくは変更許可又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第3項各号(第9条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第6条第4項(第7条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 納期限までに使用料を納付しないとき。

(損害賠償の責任)

第15条 利用者又は第9条第1項の許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可若しくは同項の許可を取り消され、又はミュージアムの利用若しくは資料画像等の利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2・3 略

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、かがわウェルカムカードを提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、文化観光施設入場割引券を提出しなければならない。

4 学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者並びに前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者については、第9条第2項に規定する観覧料を、その3分の1に相当する額に減額する。

(利用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又はミュージアムの利用の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 第6条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第6条第4項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 納期日までに使用料を納付しないとき。

(損害賠償の責任)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2・3 略

別表第1 (第9条関係)

1 香川県立ミュージアム

(1) 特別展示室、講堂及び研修室使用料

区 分	単 位	使用料の額
-----	-----	-------

特別展示室（全面）	午前9時から午後5時まで	29,600円
	午後5時後 30分当たり	2,370円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで	15,800円
	午後5時後 30分当たり	1,270円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで	13,800円
	午後5時後 30分当たり	1,110円
講堂	午前9時から正午まで	7,620円
	午後1時から午後5時まで	12,190円
	正午から午後1時まで 30分当たり	1,510円
	午後5時後 30分当たり	1,830円
研修室	午前9時から正午まで	3,070円
	午後1時から午後5時まで	4,910円
	正午から午後1時まで 30分当たり	610円
	午後5時後 30分当たり	740円

(2) 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
特別展示室（全面）	午前9時から午後5時まで	14,800円
	午後5時後 30分当たり	990円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで	7,900円
	午後5時後 30分当たり	530円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで	6,900円
	午後5時後 30分当たり	460円
講堂	午前9時から正午まで	3,810円
	午後1時から午後5時まで	6,090円
	正午から午後1時まで 30分当たり	760円
	午後5時後 30分当たり	770円
研修室	午前9時から正午まで	820円
	午後1時から午後5時まで	1,300円
	正午から午後1時まで 30分当たり	160円
	午後5時後 30分当たり	170円

(3) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
展示ケースA	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	1,500円 100円
展示ケースB	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	1,200円 80円
展示ケースC	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	1,000円 70円
展示ケースD	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	900円 60円
展示ケースE	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	800円 60円
展示台	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	200円 20円
特別展示室用スポットライト	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	100円 10円
特別展示室用スポットライト(小)	1台につき	
	1日当たり 午後5時後 30分当たり	50円 10円
演台	1式につき	
	半日当たり 午後5時後 30分当たり	500円 70円
司会者台	1台につき	
	半日当たり 午後5時後 30分当たり	200円 30円
机	1脚につき	
	半日当たり	70円

<u>いす</u>	午後5時後	30分当たり	10円
	1脚につき		
<u>マイクロホン</u>	半日当たり		40円
	午後5時後	30分当たり	10円
<u>講堂用拡声装置</u>	1本につき		
	半日当たり		200円
<u>研修室用拡声装置</u>	午後5時後	30分当たり	30円
	1式につき		
<u>調光装置</u>	半日当たり		1,750円
	午後5時後	30分当たり	220円
<u>ホリゾンライト</u>	1式につき		
	半日当たり		1,120円
<u>サスペンションライト</u>	午後5時後	30分当たり	140円
	1式につき		
<u>ボーダーライト</u>	半日当たり		1,400円
	午後5時後	30分当たり	180円
<u>シーリングライト</u>	1列につき		
	半日当たり		460円
<u>ボードライト</u>	午後5時後	30分当たり	60円
	1列につき		
<u>シーリングライト</u>	半日当たり		340円
	午後5時後	30分当たり	50円
<u>ボードライト</u>	1列につき		
	半日当たり		400円
<u>シーリングライト</u>	午後5時後	30分当たり	50円
	1列につき		
<u>ボードライト</u>	半日当たり		560円
	午後5時後	30分当たり	70円

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。

(4) 電気特別使用料

単 位	使用料の額
使用量1キロワット時当たり	20円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定するものとし、その使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

(5) 駐車を回数券により利用する場合の使用料

種 類	使用料の額
100円券 (11枚)	1,000円
100円券 (60枚)	5,000円
100円券 (100枚)	8,000円
100円券 (500枚)	36,500円
100円券 (1,000枚)	7万円
6,000円券	5,000円
1万円券	8,000円

2 香川県立ミュージアム香川県文化会館

(1) 芸能ホール、県民ギャラリー及び和室使用料

区 分	種 別	単 位	使用料の額
芸能ホール (客席、舞 台及び楽屋)	平日	午前9時から正午まで	6,520円
		午後1時から午後5時まで	10,430円
		午後6時から午後9時まで	9,390円
		正午から午後1時まで 30分当たり	1,290円
		午後5時から午後6時まで 30分当たり	1,560円
		午後9時後 30分当たり	1,560円
		休日等	午前9時から正午まで
	午後1時から午後5時まで	12,860円	
	午後6時から午後9時まで	11,580円	
	正午から午後1時まで 30分当たり	1,600円	
	午後5時から午後6時まで 30分当たり	1,930円	
	午後9時後 30分当たり	1,920円	

	練習等	午前9時から正午まで	3,260円
		午後1時から午後5時まで	5,210円
		午後6時から午後9時まで	4,690円
		正午から午後1時まで 30分当たり	650円
		午後5時から午後6時まで 30分当たり	780円
		午後9時後 30分当たり	780円
県民ギャラリー（2階展示室、3階展示室、2階通路東及び2階通路西）	全面	午前9時から午後5時まで	18,560円
		午後5時後 30分当たり	1,390円
	2階展示室	午前9時から午後5時まで	6,210円
		午後5時後 30分当たり	470円
	3階展示室	午前9時から午後5時まで	9,090円
		午後5時後 30分当たり	680円
	2階通路東	午前9時から午後5時まで	1,900円
		午後5時後 30分当たり	140円
	2階通路西	午前9時から午後5時まで	1,360円
		午後5時後 30分当たり	100円
	27畳	午前9時から正午まで	1,100円
		午後1時から午後5時まで	1,760円
		午後6時から午後9時まで	1,590円
		正午から午後1時まで 30分当たり	220円
	午後5時から午後6時まで 30分当たり	260円	
	午後9時後 30分当たり	270円	
和室（27畳及び10畳・4.5畳）	10畳・4.5畳	午前9時から正午まで	1,100円
		午後1時から午後5時まで	1,760円
		午後6時から午後9時まで	1,580円
		正午から午後1時まで 30分当たり	220円
		午後5時から午後6時まで 30分当たり	260円
		午後9時後 30分当たり	260円

備考 芸能ホールにおける「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは休日、日曜日及び土曜日をいい、「練習等」とは準備又は練習のために利用する場合をいう。

(2) 冷暖房使用料

区 分	種 別	単 位	使用料の額
芸能ホール (客席、舞 台及び楽屋)		午前9時から正午まで	3,260円
		午後1時から午後5時まで	5,210円
		午後6時から午後9時まで	4,690円
		正午から午後1時まで 30 分当たり	650円
		午後5時から午後6時まで 30分当たり	780円
		午後9時後 30分当たり	780円
県民ギャラ リー(2階 展示室、3 階展示室、 2階通路東 及び2階通 路西)	全面	午前9時から午後5時まで	4,640円
		午後5時後 30分当たり	290円
	2階展 示室	午前9時から午後5時まで	1,550円
		午後5時後 30分当たり	90円
	3階展 示室	午前9時から午後5時まで	2,270円
		午後5時後 30分当たり	140円
	2階通 路東	午前9時から午後5時まで	480円
		午後5時後 30分当たり	30円
	2階通 路西	午前9時から午後5時まで	340円
		午後5時後 30分当たり	20円
和室(27畳 及び10畳・ 4.5畳)	27畳	午前9時から正午まで	280円
		午後1時から午後5時まで	440円
		午後6時から午後9時まで	400円
		正午から午後1時まで 30 分当たり	50円
		午後5時から午後6時まで 30分当たり	60円
		午後9時後 30分当たり	70円
	10畳・ 4.5畳	午前9時から正午まで	270円
		午後1時から午後5時まで	440円
		午後6時から午後9時まで	390円

	正午から午後1時まで 30分当たり	50円
	午後5時から午後6時まで 30分当たり	60円
	午後9時後 30分当たり	60円

(3) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
受付用小机 (いす付き)	1台につき 1日当たり	400円
	午後5時後 30分当たり	30円
展示ケースA	1台につき 1日当たり	500円
	午後5時後 30分当たり	40円
展示ケースB	1台につき 1日当たり	400円
	午後5時後 30分当たり	30円
彫塑台	1台につき 1日当たり	300円
	午後5時後 30分当たり	20円
展示台	1台につき 1日当たり	150円
	午後5時後 30分当たり	10円
スポットライト	1個につき 1日当たり	50円
	午後5時後 30分当たり	10円
会議用机 (折りたたみ式)	1台につき 1日当たり	140円
	午後5時後 30分当たり	10円
ひな壇 (5枚1組)	1組につき 1回当たり	710円
	午後9時後 30分当たり	90円
ピンスポット (1キロワット)	1台につき 1回当たり	500円
	午後9時後 30分当たり	70円

<u>スポットライト</u> (1キロワット)	1台につき		
<u>マグノカラー付き</u>	1回当たり		500円
<u>フットライト</u> (3.2キロワット)	午後9時後	30分当たり	70円
<u>演台設備(花台付き)</u>	1式につき		
	1回当たり		1,500円
	午後9時後	30分当たり	190円
<u>赤毛せん</u>	1式につき		
	1回当たり		710円
	午後9時後	30分当たり	90円
<u>座布団(舞台用)</u>	1枚につき		
	1回当たり		100円
	午後9時後	30分当たり	20円
<u>折りたたみいす</u>	1脚につき		
	1回当たり		40円
	午後9時後	30分当たり	10円
<u>会議用机(折りたたみ式)</u>	1台につき		
	1回当たり		70円
	午後9時後	30分当たり	10円
<u>ピアノ</u>	1式につき		
	1回当たり		3,000円
	午後9時後	30分当たり	380円
<u>金びょうぶ(大)</u>	1双につき		
	1回当たり		3,000円
	午後9時後	30分当たり	380円
<u>金びょうぶ(小)</u>	1双につき		
	1回当たり		2,000円
	午後9時後	30分当たり	250円
<u>白びょうぶ(大)</u>	1双につき		
	1回当たり		2,000円
	午後9時後	30分当たり	250円
<u>音響装置</u>	1式につき		
	1回当たり		1,750円

<u>マイク</u>	午後9時後 30分当たり	220円
	1本につき	
<u>毛せん(茶席用)</u>	1回当たり	200円
	午後9時後 30分当たり	30円
<u>座布団</u>	1枚につき	
	1回当たり	70円
<u>座布団</u>	午後9時後 30分当たり	10円
	1枚につき	
<u>座布団</u>	1回当たり	50円
	午後9時後 30分当たり	10円

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの時間をいう。

(4) 電気特別使用料

単 位	使用料の額
使用量1キロワット時当たり	20円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定するものとし、その使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

別表第2 (第9条関係)

種 類	観覧料の額
香川県立ミュージアム年間観覧券	3,000円

第4号様式 (第9条関係)

資料画像等利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

資料画像等の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
用 途	<input type="checkbox"/> 掲載・掲出 <input type="checkbox"/> 放映 <input type="checkbox"/> その他()		
成 果 品	名 称		
	発行部数	形 態	
	発行(公表)日		
	料金・価格	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (円)	
備 考			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用希望資料			
番号	資料名	点数	備 考
備 考			

注 については、該当するものに \surd 印を記入してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第4号様式 (第11条関係)

観 覧 料 免 除 申 請 書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名

次により入室したいので観覧料を免除してください。

引 率 者 職 氏 名	
学 校 等 名	
目 的 的	
人 員 (引率者を除く。)	
入 室 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで